

■第2次稲敷市総合計画■■■■

第2回審議会資料

総合計画の策定方針(案)

目次

1. 総合計画の策定にあたって(案)1
2. 総合計画の構成(案)について7
3. 総合計画の策定体制について8
4. 住民参加の取組方針(案)について9

平成 28 年 3 月 23 日

政策調整部政策企画課

1. 総合計画の策定にあたって(案)

(1) 総合計画って？

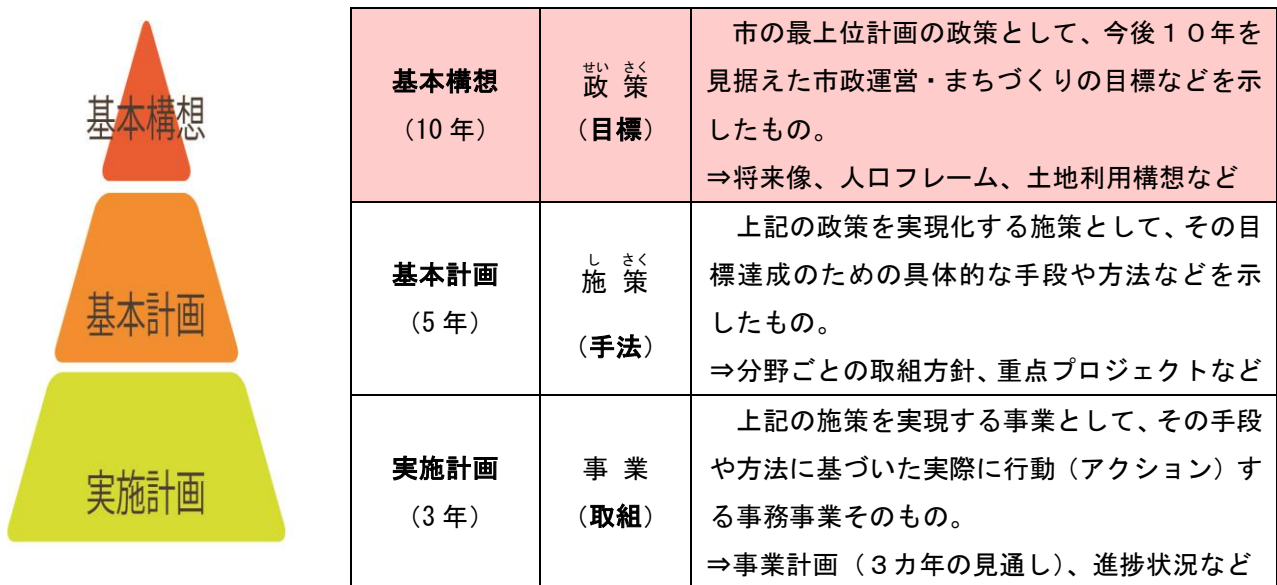
多くの市町村で策定されている総合計画は、市政運営の総合的な指針、本市のまちづくりの最上位計画として、市政全般に関わる分野を網羅し、昨今では、行政、地域や企業・団体、住民など、みんなの計画として策定される計画です。

また、その構成は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構造で構成され、それぞれで計画期間が異なり、基本構想10年・基本計画5年・実施計画3年となっています。

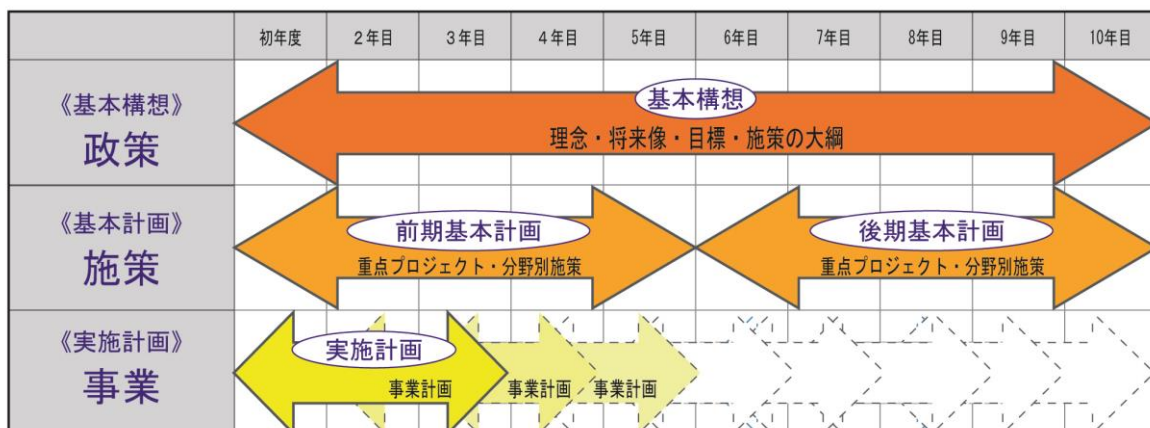
一般に、市民の方々が目にする総合計画は、基本構想と基本計画（重点プロジェクト等を含む）の内容を編集した冊子（報告書）等であると言えます。

一方、実施計画は、毎年の予算編成と連動するなど、行財政運の基本的な土台（プラットフォーム）として活用している市町村が多く、稲敷市も同様のスタイルで、3カ年の実施計画としつつも、必要性に応じ見直しができる「ローリング方式」を採用しています。

◆市町村の一般的な総合計画のスタイル



◆計画の期間



(2) 総合計画の策定について

市町村が策定する総合計画は、これまで地方自治法（第2条第4項）により、総合計画の基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けされていました。

しかしながら、平成23年5月2日の「地方自治法の一部を改正する法律」の公布により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなっています。

このような中、稲敷市では、今後の市を取り巻く厳しい状況を踏まえ、長期的な市のビジョンを持ち、これを行政だけでなく、市民・団体・地域など、多くの方々と共有し、計画的に取り組んでいくことがこれまで以上に必要となることを踏まえ、「稲敷市総合計画策定条例」を設け、市政運営の総合的な指針、本市のまちづくりの最上位計画として策定することとしました。

◆これまでの総合計画

地方自治法（第2条第4項）により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされ、策定しなければならない計画であった。

⇒

策定義務

一部改定
(策定義務部分の削除)

◆現在の総合計画

地方自治法の一部改訂を受けて稲敷市では、総合計画条例を制定し、この条例に基づき、「規定する手続きを経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする」と位置づけ、今後の厳しい状況を踏まえ、市政運営の総合的な指針、本市のまちづくりの最上位計画として策定することとしました。

⇒

積極的に策定

(3) 総合計画の今日的な課題について

これまで総合計画は、策定義務のある法定計画（作らなければならない計画）でしたが、平成23年5月の地方自治法一部改正を受けて、全国の先進的な市町村では、そのあり方を含め総合計画の“かたち”そのものを見直す市町村も出てきました。

その背景には、市の最上位計画とされながらも、総合計画が抱える課題があり、これはそれぞれの市町村固有な課題ではなく、総合計画そのものの今日的な課題と言えます。

当然、稲敷市の総合計画の今日的な課題として、今回の総合計画の策定を契機に、その対応・対策を講じていきたいと考えます。

◆課題-1 まちづくりの目標などの共有化

市町村の最上位計画として策定されながらも、市政運営のすべての分野を考え方から事業等まで網羅した非常に範囲の広い計画であることや、行政特有の言い回しなどもあり、分かりにくいという指摘が少なくありません。さらに、行政内部においても、企画・政策セクションが担当して作る計画であり、普段から市の政策（目標）や施策（目標を実現化する手法）などを意識して業務に取り組んでいる職員は多くはないと言われます。

そのため、総合計画の策定過程への市民参画や職員参画に積極的に取り組むとともに、計画内容の表現や情報量等に配慮し、シンプルで分かりやすい総合計画とし、みんなで共有される総合計画となるよう配慮することが求められます。

◆課題-2 社会経済・地域情勢変化への対応

総合計画は基本構想・基本計画・実施計画の3層構造とし、それぞれが関連したそれぞれが一定以上のウエイト（重要度）を持った階層的な計画として形づくられていました。しかしながら、昨今の世の中のスピード感への対応が危ぶまれてきています。

また、構想計画・基本計画・実施計画それぞれの期間においても、4年に1度の市町村長選挙と、総合計画の10年（基本構想）・5年（基本計画）との時期が合わない状況になっています。

そのため、構想計画・基本計画・実施計画それぞれの役割や位置付けとともに、その計画期間についても合わせて見直すなど、情勢変化に対応できる総合計画とすることが求められます。

◆課題-3 予算や評価等の運営システムの改善・見直し

右肩上がりの社会・経済の時代は終焉し、長い低迷期に突入していますが、今後のまちづくりにおいても、このような状況の中、限られたお金（予算）を優先順位の高い事業に投資すること（選択と集中）や、新たな事業をやる場合は、既存の事業の縮小・廃止（スクラップ&ビルド）を行っていかなければ、市政運営ができない時代を迎えつつあります。

したがって、今後の行財政運営においては、計画して実行するだけでなく、PDCAサイクル（計画[Plan]→実行[Do]→評価[Check]→改善[Action]）を構築するため、実施計画を土台（プラットフォーム）とした予算や事務事業の見直しを推進する総合的な運営システムとしていくことが求められています。

(4) 策定方針について

下記の策定方針に基づき、稲敷市を取り巻く環境の変化、総合計画の動向及び今日的な課題などを踏まえた「(仮称)第2次稲敷市総合計画」の策定作業を進めることとします。

◆方針-1 市の最上位計画と明確に位置づけ、稲敷市の総合的かつ長期的な計画とします

- (1) 市のあらゆる計画の上位に位置する最上位計画として位置づけます。
- (2) 計画範囲は、市政運営・まちづくり全般を網羅する計画とします。
- (3) 先行的に取り組んでいる人口ビジョン・総合戦略との整合を図ります。

◆方針-2 市民・地域・行政みんなが共有できる分かりやすい計画とします

- (1) 策定過程において、市民や職員が参画でき機会を積極的に設けることで共有化を促進します。
- (2) わかりやすい計画とすることで職員はもとより、市民と共有できるものとします。
- (3) 計画の構成のあり方を見直し、分かりやすい構成の計画とします

◆方針-3 激しい情勢変化に対応できる実効性の高い計画とします

- (1) 社会情勢と本市の状況を踏まえ、人口減少時代において何をすべきかを明らかにします。
- (2) 取り組むべきプロジェクトを明確にした「重点プロジェクト」を作成します。
- (3) 計画期間と市長選挙の時期を合わせ、市長マニフェストの連動性を確保します。

◆方針-4 計画策定後の計画を効果的に推進していくための仕組みを強化します

- (1) 策定過程において、関係各課や職員が連携する取り組みを積極的に導入します。
- (2) 重点プロジェクト等に積極的に取り組めるよう、計画と予算の連動性を強化します。
- (3) 計画に位置付けた施策の進捗状況などを把握するとともに、PDCAサイクルを適切に運用することにより、計画推進の実効性を確保します。

(5) 計画の構成と期間について

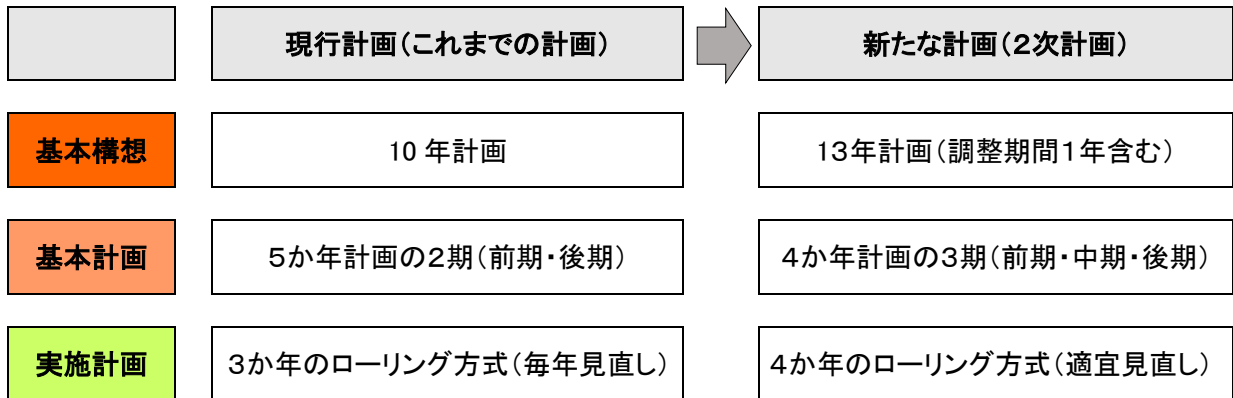
策定方針を踏まえ、策定する総合計画の期間及び構成を下記の通りとします。

- ①基本構想は、長期的なまちづくりとして、これまで同様の市の向かうべき方向を明確に示すものとします。また、その期間は、基本計画等の期間に合わせ、平成29年から平成41年までの**13ヵ年**とします。

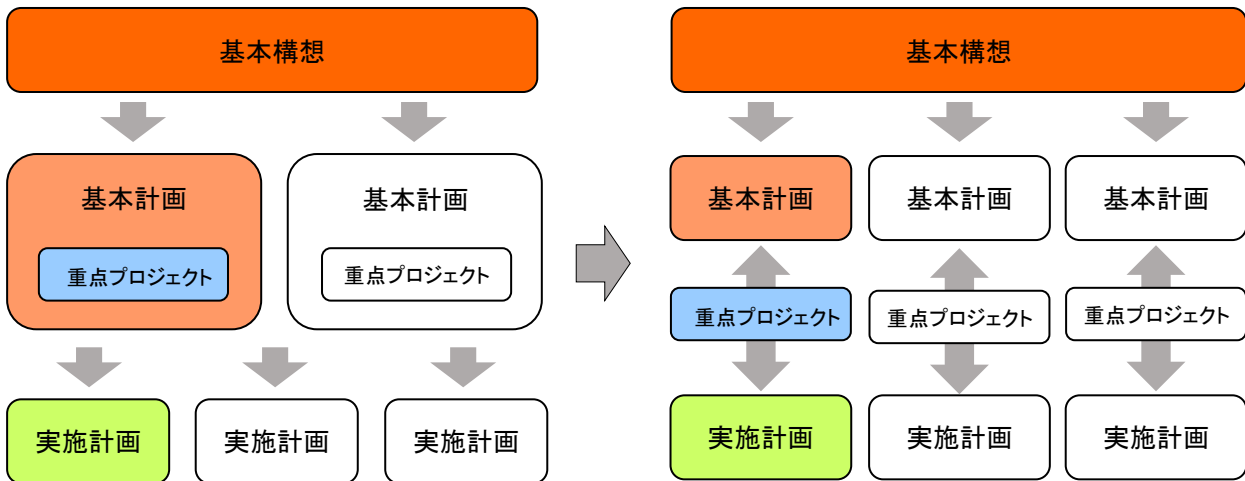
- ②基本計画は、基本計画の期間を市長任期及び実施計画と合わせることで、実施計画との連動性や実効性を高めるものとします。そのため、重点プロジェクトの実効性をこれまで以上に向上させることが可能となります。
市長任期にタイミングに合わせ**4年ごと3期（前期・中期・後期）**とします。ただし、前期（初回のみ）を5年とします。

- ③実施計画は、実施計画の期間も基本計画などに合わせ**4ヵ年**とし、適宜見直しが可能なローリング方式とします。そのため、基本計画との連動性を高まり、事務事業の進捗管理とともに、施策の推進状況を把握できる仕組み（PDCAサイクルなど）とします。

◆総合計画の見直し(期間)



◆総合計画の見直し(構成イメージ)

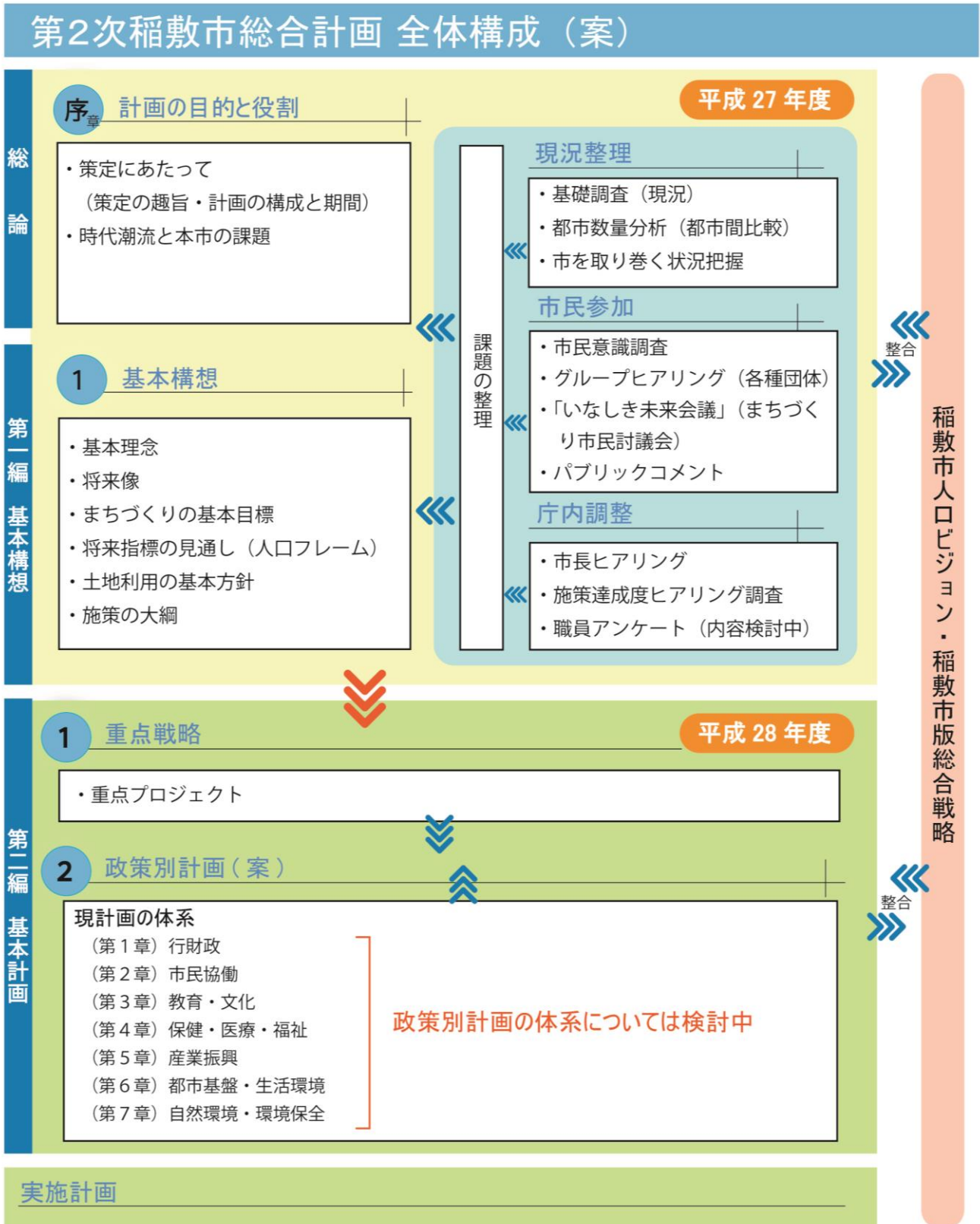


◆総合計画の見直し(策定期間)



2. 総合計画の構成(案)について

図：総合計画の構成



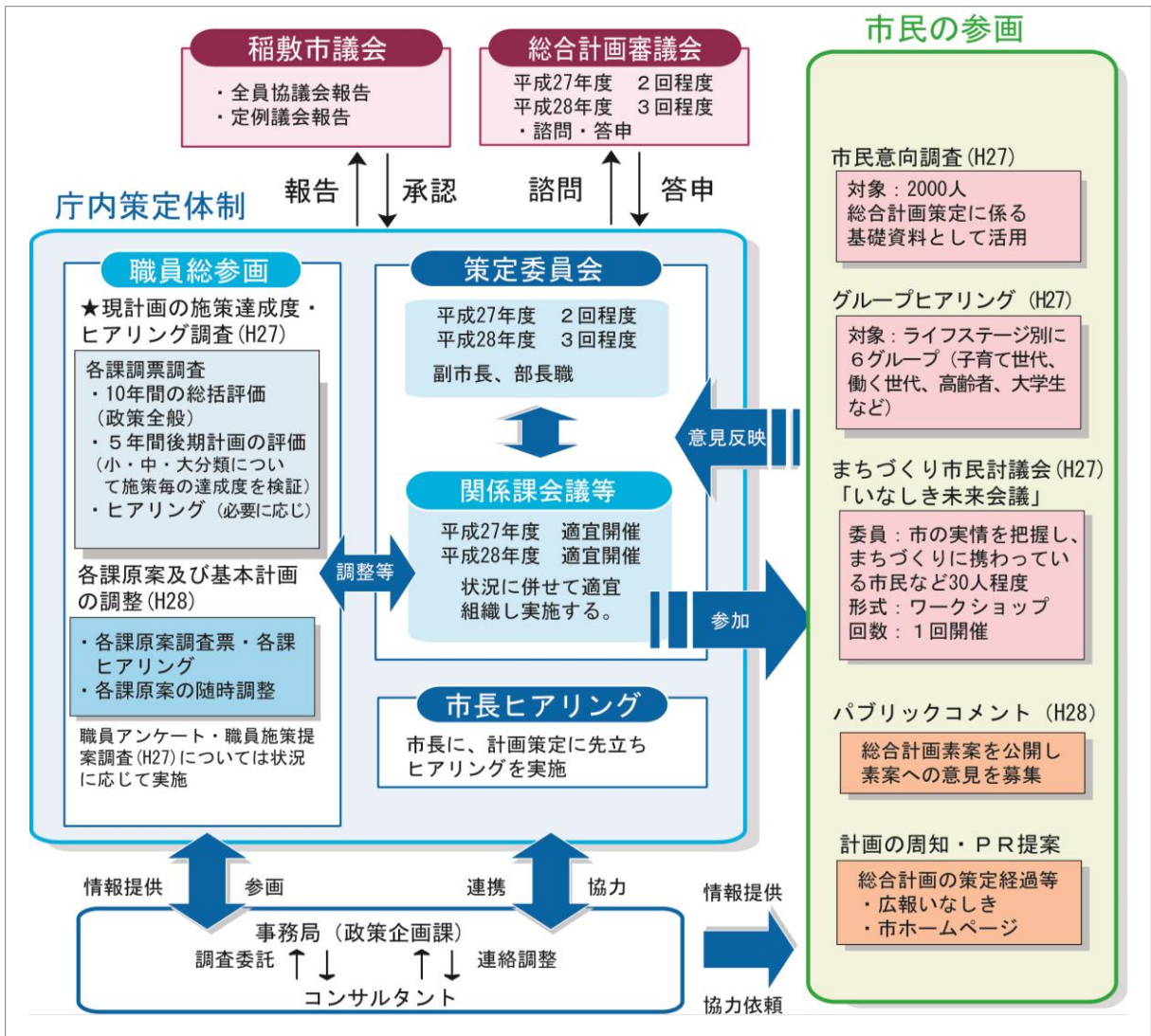
※内容は策定段階で適宜変更する

3. 総合計画の策定体制について

(1) 総合計画の策定体制

総合計画の策定にあたって、庁内の策定体制と市民の参画や総合計画審議会、稲敷市議会などとの関係を示した策定体制を以下のように示します。

図：策定体制



(参考)

- ・総合計画審議会は全5回

(市民代表は、「いなしき未来会議」(まちづくり市民討議会)の参加者から数名を人選します)。

- ・策定委員会は副市長・教育長・部長級で構成します。
- ・策定委員会の下部組織については、必要に応じて組織します。
- ・施策達成度調査は職員の協力により内容を調整し実施します。
- ・市民参加は、市政に対し意欲がある人、関心がある人を中心とし、なるべく多くの若い世代の方に参加いただけるようにします。

4. 住民参加の取り組み方針について

(1) 住民参加の取り組み方針

総合計画の策定にあたって、下記の市民参加の場を設け、多くの市民意向を計画に反映します。

| | 項目 | 回数等 | 構成員・人数等 | 概要 |
|---|------------------------------------|------------------------------|--|--|
| ① | 市民意向調査 10月1日 | 全市アンケート調査 | 2,000人 を無作為抽出 | <ul style="list-style-type: none"> ・10年間の評価 ・前期・後期・今回の結果の比較 ・生活環境評価はCS分析で実施 |
| ② | まちづくり市民討議会 「いなしき未来会議」 11月29日 | 平成27年度 1回 | 30名程度 アンケート対象者からの募集(アンケート調査に申込用紙同封) | ワークショップ形式 人口減少、経済低迷などの課題に対して、10年後の稲敷での豊かな暮らしについて考える「いなしき未来会議」を開催 |
| ③ | グループヒアリング調査 11月 | 平成27年度 4日間程度 | ライフステージ別(1回)で実施 1グループ6名程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・若者グループ(大学生・専門学生) ・子育て世代1(未就学) ・子育て世代2(就学児) ・働く女性グループ ・働く男性グループ ・シニア(高齢者)世代 |
| ④ | パブリック・コメント 他 | 平成28年度 1回 | すべての市民 | 総合計画(素案)への意見募集 |
| ⑤ | 総合計画審議会 12月・3月 | 平成27年度 2回 平成28年度 3回 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員(8名以内) ・学識経験者(3名以内) ・各種団体(8名以内) ・一般市民(6名以内) | <ul style="list-style-type: none"> →議長、各委員長 →大学教授、重点項目の専門家 →区長会・産業・教育文化・福祉・生活環境・ボランティア等 →各地区代表 女性代表子育て世代代表等 |

職員の計画への参加

| | | | | |
|---|-------------|--------------|-------------------------|---|
| ① | 職員ワークショップ 他 | 平成27年度 1回 | 全課(部・課・係)から役職・世代など幅広く召集 | 課題の整理、将来像の検討 (まちづくりの基本目標について部局ごとの目標を設定するか検討) |
|---|-------------|--------------|-------------------------|---|